



第15期定時株主総会招集ご通知添付書類

第15期 報告書

平成23年4月1日～平成24年3月31日

株式会社 大阪チタニウムテクノロジーズ

証券コード 5726

目 次

事 業 報 告	1
貸 借 対 照 表	13
損 益 計 算 書	14
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書	15
会計監査人の監査報告書(謄本)	23
監査役会の監査報告書(謄本)	24

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第15期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の事業の概況等につきましてご報告申し上げます。

平成24年5月



代表取締役社長
西澤 庄藏

① 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、東日本大震災、欧州債務危機、タイ洪水および超円高により足踏み状態となりましたが、期後半には震災復興需要、米国景気の復調および欧州危機・円高の一服により緩やかな回復基調で推移しました。

当社事業につきましては、チタン事業では、国内・輸出ともに需要が大幅に回復したことから生産・販売数量が増加しました。ポリシリコン事業でも、岸和田工場の本格稼動が寄与し、高圧ガス保安法対応で減少した前期に比べ、大幅増産・増販となりました。一方、高機能材料事業では、半導体および液晶分野の需要減から売上高は減少しました。

コスト面ではチタン原料の大幅な価格上昇に加え、ポリシリコン岸和田工場の本格稼動により減価償却費が増加しました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高62,227百万円(前期比84.3%増)、営業利益6,445百万円、経常利益5,990百万円、当期純利益3,134百万円となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

チタン事業

輸出向け展伸材用スポンジチタンにつきましては、既存航空機の生産好調に加え、新型航空機の就航を受けて需要は引き続き増加基調で推移しました。また、国内向けでも、産業プラント用の需要回復や海水淡水化プラントの需要増により販売量は増加しました。

この需要増に対応すべく、当社は前期に引き続き生産能力の増強に積極的に取り組むとともに、要員の採用・教育等、増産に向けた準備も着々と進め、平成23年11月末に年産40,000トン体制を当初計画から前倒しで確立しました。

一方、増産を進める中、需給逼迫が著しいチタン原料につきましては、新規ソースの開拓や低品位原料の使用拡大等により必要量を確保しましたが、価格については大幅な上昇を余儀なくされました。

以上の結果、当期のチタン事業の売上高は、36,169百万円(前期比37.1%増)、営業利益は2,090百万円となりました。

ポリシリコン事業

ポリシリコン事業につきましては、半導体需要が期前半まで好調に推移したことおよび生産能力の復旧・増強が寄与したことから、高圧ガス保安法対応で減少した前期に比べ、生産量・販売量が大幅に増加しました。生産能力につきましては、尼崎工場で平成23年4月にリカバリー工事(年産900トン→1,400トン)、岸和田工場で平成24

年2月に能力増強工事(年産2,200トン→2,500トン)を完了しております。

コスト面では、岸和田工場を主体に減価償却費が大きく増加しました。

以上の結果、当期のポリシリコン事業の売上高は、23,485百万円(前期比415.8%増)、営業利益は3,904百万円となりました。

高機能材料事業

高機能材料事業につきましては、半導体分野および液晶分野での需要減を背景に、高純度チタン、TILOP(タイロップ)の販売量が減少しました。

以上の結果、当期の高機能材料事業の売上高は、2,572百万円(前期比8.6%減)、営業利益は451百万円(前期比48.4%減)となりました。

(2)設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、8,505百万円であります。

この主なものは、チタンおよびポリシリコンの生産能力増強に関連する投資であります。

(3)資金調達の状況

当期に実施しました設備投資等に係る所要資金は、自己資金および借入金等により充当しております。

(4)業績および財産の推移

区 分	平成20年度 (第12期)	平成21年度 (第13期)	平成22年度 (第14期)	平成23年度 (当期)
売 上 高(百万円)	52,088	31,908	33,758	62,227
経 常 利 益(百万円)	14,173	435	△5,011	5,990
当 期 純 利 益(百万円)	8,247	124	△4,173	3,134
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	224円13銭	3円38銭	△113円41銭	85円17銭
総 資 産(百万円)	96,930	94,281	125,488	127,206
純 資 産(百万円)	47,250	45,487	41,049	43,299

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 中長期的な経営戦略および対処すべき課題

当社は、平成23年4月に足元の事業環境の変化を踏まえ平成22年2月に策定した中期経営計画(平成22～平成26年度)のローリングを行い、計画の基本的事業方針は変えずに新たな中期的課題を整理しました。

[中期経営計画事業方針](平成22年2月策定)

- チタン、ポリシリコンを事業の両輪に持続的安定成長を目指す
- 将来に向け第3の事業育成に注力



- チタン事業
 - 長期契約拡大による安定収益の確保
 - 需要上振れ時の拡販機会の確実な取り込み
- ポリシリコン事業
 - 長期契約をベースにフル生産・販売を継続
- 高機能材料事業
 - 開発資源の集中投入により第3の事業として育成
- 共通
 - 新鋭設備を活用したコスト・品質競争力の強化
 - 環境保全・省エネへの取り組み強化
 - 研究開発の選択と集中

[ローリング計画の主要課題]

- チタン事業
 - 顧客からの供給増量要請への対応と長期契約の拡大
 - 原料・エネルギー価格アップの売価転嫁
 - スポンジチタン生産能力増強の推進
年産40,000トン体制の確立(平成23年度4Q～)
 - 原料の安定調達
- ポリシリコン事業
 - 新規顧客への積極拡販と長期契約化による安定収益確保
 - 尼崎工場の生産能力リカバリー
年産900トン→年産1,400トン(平成23年4月～)
 - 岸和田工場の追加能力増強
年産2,200トン→年産2,500トン(平成23年度4Q～)
- 高機能材料事業
 - 二次電池用負極材料の開発加速

上記ローリング計画の主要課題のうち、生産能力増強については平成23年度に完成いたしました。今後は新鋭設備を活用したコスト・品質競争力の強化を始めとした諸課題の達成に向け注力してまいります。

(6) 主要な事業内容 (平成24年3月31日現在)

【チタン事業】

スポンジチタン、チタンインゴット、四塩化チタン、四塩化チタン水溶液

【ポリシリコン事業】

ポリシリコン

【高機能材料事業】

高純度チタン、SiO₂、TILOP(タイロップ)、粉末チタン

(7) 主要な営業所および工場 (平成24年3月31日現在)

本社・尼崎工場 兵庫県尼崎市東浜町1番地

東京支社 東京都港区新橋5丁目11番3号
新橋住友ビル6階

岸和田製造所 大阪府岸和田市岸之浦町3番2

(8) 従業員の状況 (平成24年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 690	名増 16	歳 37.8	年 12.1

(注) 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んだ就業人数であります。

2. 上記1.従業員数のほか、臨時従業員は184名(年間平均雇用人数)であります。

3. 当社従業員は主に、平成14年1月1日付で当時の親会社でありました住友金属工業株式会社から転籍いたしましたが、平均勤続年数には転籍以前の勤続年数を含んでおります。

(9) 重要な親会社および子会社の状況 (平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先 (平成24年3月31日現在)

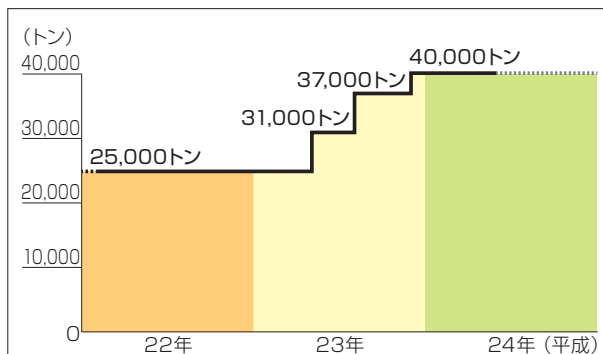
借入先	借入額残高 (単位:百万円)
シンジケートローン	21,950
株式会社日本政策投資銀行	10,000
株式会社三井住友銀行	8,100
住友信託銀行株式会社	7,300
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,500
株式会社池田泉州銀行	4,000

(注) 1. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行および住友信託銀行株式会社を幹事とする協調融資によるものです。

2. 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となりました。

スポンジチタン年産40,000トン体制確立

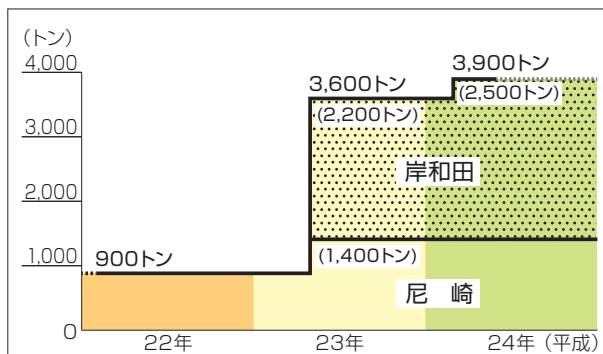
尼崎工場で取り組んでいたスポンジチタン能力増強工事は順調に進捗し、当初計画から前倒しとなる平成23年11月末に、年産40,000トン体制を確立することができました。



<スポンジチタン生産能力の推移>

ポリシリコン年産3,900トン体制確立

岸和田工場の生産能力増強工事が平成24年2月に完了し、尼崎工場と合わせ、年産3,900トン体制となりました。



<ポリシリコン生産能力の推移>

株主様工場見学会開催

平成24年3月に、当社初となる株主様工場見学会を2日間にわたり岸和田製造所で開催しました。当日はチタン溶解工場、ポリシリコン工場を見学いただきました。



<工場見学会の様子(チタン溶解工場)>

② 株式に関する事項 (平成24年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 125,760,000株

(2) 発行済株式の総数 36,800,000株

(自己株式 1,194株含む)

(3) 株主数 27,425名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友金属工業株式会社	8,800	23.91
株式会社神戸製鋼所	8,800	23.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,395	3.79
住友商事株式会社	864	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	472	1.28
野村信託銀行株式会社(投信口)	189	0.51
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	169	0.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	162	0.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	154	0.42
HAYAT	146	0.40
合 計	21,153	57.48

(注) 所有株式数の割合は、発行済株式の総数から自己株式数を除いて算出しております。

③ 新株予約権等に関する事項 (平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (平成24年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※ 取締役社長	西澤庄藏	
※ 取締役副社長	小川眞一	社長補佐、営業部担当、東京支社長
常務取締役	兵動剛二	チタン製造部担当
常務取締役	家田幸治	技術・設備各部担当、AIMシステム開発プロジェクトチーム長
常務取締役	森下芳樹	総務・業務各部・岸和田製造所担当
常務取締役	伊藤篤志	チタン溶解・高機能材料各部担当
常務取締役	網永洋一	ポリシリコン製造部担当
取締役	一瀬正人	支配人、経理部担当
監査役(常勤)	小林外志夫	
監査役(常勤)	板敷勝	
監査役	仲田摩智	住友金属工業株式会社常務執行役員
監査役	梅原尚人	株式会社神戸製鋼所常務執行役員
監査役	大谷清	国立大学法人東京工業大学大学院特任教授、一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会理事

(注) 1. ※を付した取締役は、代表取締役であります。

2. 監査役仲田摩智、梅原尚人および大谷清は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 平成23年6月16日開催の第14期定時株主総会において、仲田摩智および大谷清は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

4. 当社は、監査役大谷清を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

5. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任年月日
取締役	宮井益夫	平成23年6月16日
監査役	野木清孝	平成23年6月16日

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支 給 額(百万円)
取 締 役	9	280
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (4)	45 (3)
合 計	15	325

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月20日開催の第11期定時株主総会において月額35百万円以内、監査役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第9期定時株主総会において月額5百万円以内としてそれぞれ決議いただいております。
 3. 報酬等の総額には、直前の定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
 なお、当期末現在の人員は、取締役8名および監査役5名であります。

(3) 社外役員に関する事項 (平成24年3月31日現在)

① 他の法人等との重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	関 係
社外監査役	仲 田 摩 智	住友金属工業株式会社	常務執行役員	金属チタン等の主要ユーザー
社外監査役	梅 原 尚 人	株式会社神戸製鋼所	常務執行役員	金属チタン等の主要ユーザー

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	仲 田 摩 智	平成23年6月の定時株主総会において選任された後、当期に開催された取締役会10回のうち9回に、また、監査役会10回のうち9回に出席し、外部情報関係等につき適宜、発言を行っております。
社外監査役	梅 原 尚 人	当期に開催された取締役会13回のうち11回に、また、監査役会11回のうち10回に出席し、外部情報関係等につき適宜、発言を行っております。
社外監査役	大 谷 清	平成23年6月の定時株主総会において選任された後、当期に開催された取締役会10回のうち9回に、また、監査役会10回のうち9回に出席し、外部情報関係等につき適宜、発言を行っております。

③ 社外役員の責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月23日開催の第9期定時株主総会において定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社は、社外監査役全員と当社の社外監査役としての任務を怠りこれにより損害が生じた場合でも、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項各号所定の合計額を限度として損害賠償責任を負うものとする内容の契約を締結しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期中に異動した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額	33百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)に係る報酬等の額	1百万円
合 計	34百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(5) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、社内研修会を委託し、対価を支払っております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の適格性を害する事由の発生等、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

⑥ 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、内部統制システムの基本方針について、次のとおり決議しています。

(1) 内部統制システムについての基本的な考え方

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制については取締役会にて決議しています。その決議の内容は次のとおりです。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は取締役8名(うち社外取締役0名)で構成しています。また、当社は、監査役制度を採用しており、監査役5名中3名は社外監査役であります。取締役会を当社事業に精通した取締役で構成することにより、経営効率の維持・向上を図る一方、社外監査役を含む監査機能の充実により、経営の透明性、健全性の維持・強化を図っています。

こうした会社としての機関設計のもと、当社事業活動を行っていく上での基本命題とも言うべき企業行動規範について取締役会にて決議し、本規範の遵守は役員および使用人の責務であると定めています。

コンプライアンスの体制については、法令・社会的規範遵守経営の実現ならびに当社事業を取り巻くリスクの予防策および発生時の迅速かつ適切な意思決定と対応を行うことを目的として、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置しています。また、コンプライアンスヘルプラインとして、コンプライアンス上の事項について、当社の信用に重大な影響を与えるおそれがあるものについて、社員(役員を含む)から建設的な提言や具申を受け入れる相談窓口を設置しています。

なお、役員および使用人が企業活動を行う上で守るべき基本事項を簡潔に記載したコンプライアンス・マニュアルも制定しています。

このような体制のもと、当社としては、コンプライアンスの励行に日々努めています。

(3) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役の職務の執行に関する情報は、取締役会議事録、稟議書等に記載・記録されるものですが、これらの情報については、稟議規程、権限基準規程および文書管理規程等、社内規程を整備することによって、情報の保存および管理を適切に行っています。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に係るリスクを抽出・把握するため、必要な社内会議を設置するとともに、全社的にリスクサーベイ一覧表を作成し定期的なモニタリングを実施する等、リスクを極小化する努力を常日頃から行っています。万一リスクが発生した場合に備え、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会等、緊急時の対策に関する体制を整備しています。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務分掌規程、権限基準規程、その他社内規程により、妥当な意思決定ルールを制定し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっています。

なお、経営に係る重要事項については、必要なメンバーで必要の都度、諸会議に諮った上で、取締役会において機関としての意思決定を行っています。

④使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、上記(2)に記載のとおり、企業行動規範の制定、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の設置等により当該体制を整備しています。

また、監査役および社長直轄の内部監査部門である監査室が、定期的に業務の執行状況の適法性および妥当性を監視し、検証しています。

⑤当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の親会社に該当するものはなく、住友金属工業株式会社および株式会社神戸製鋼所の持分法適用関連会社です。当社は、自ら経営責任を負い、独立した事業経営を行っています。

なお、当社には、子会社に相当する企業集団はありません。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査規程に基づき、会社は監査役の要請があった場合、両者協議のうえ、監査役の補助者を置くこととしています。

ただし、現状は監査役の判断のもと、特段の補助者は置かず、監査役と監査室が緊密な連携を保つことにより、監査役の職務を補助する体制を整えています。

⑦取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会の他、経営に係る重要事項についての諸会議やコンプライアンス・リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人より、その担当する業務の執行状況の報告を受けています。

また、取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、速やかに監査役に報告するものとしています。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査室と密接な連携を保ちながら定期的に業務監査を実施していますが、当該取締役および当該部署は業務運営・管理の状況や課題について説明を行う等の対応を行っています。なお、監査結果の重要事項については取締役会に報告しています。

また、監査役が業務全般の実状を把握するための実地調査等を行う場合には、関係取締役および関係部署は実効ある監査に向けて迅速かつ的確に対応しています。

7 会社の剰余金の配当等の決定権限の行使に関する方針

当社は、将来に亘り企業価値の向上を図るべく経営基盤の強化を進めていくと同時に株主に対する利益還元を経営の最重要課題と位置付けております。

利益の配分に関しましては、持続的成長のための投資と財務体質の安定・強化に必要な内部留保の充実を図るとともに、株主への配当につきましては、安定性に配慮しつつ業績連動を基本に拡充してまいります。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、1株当たり20円とし、年間配当額は、先に実施しました中間配当と合わせ、前期より25円増配の1株当たり35円となります。

なお、次期の配当予想につきましては、中間配当は15円とさせていただきますが、期末配当につきましては電力需給およびエネルギー価格動向等に不透明感が残っているため未定とし、今後、事業環境を見定めて別途決めさせていただきます。

(注)本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	42,635
現金及び預金	4,524
受取手形	2
売掛金	20,320
商品及び製品	7,156
仕掛品	3,242
原材料及び貯蔵品	5,010
前渡金	1,529
前払費用	147
繰延税金資産	687
その他	17
貸倒引当金	△3
固 定 資 産	84,570
有 形 固 定 資 産	81,687
建物	15,715
構築物	1,046
機械及び装置	46,615
車両及び運搬具	33
工具器具及び備品	341
土地	16,279
建設仮勘定	1,655
無 形 固 定 資 産	786
ソフトウェア	119
その他	667
投 資 そ の 他 の 資 産	2,096
投資有価証券	206
関係会社株式	83
長期前払費用	105
前払年金費用	807
繰延税金資産	731
その他	161
資 産 合 計	127,206

(単位:百万円)

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	50,188
支払手形	567
買掛金	6,499
短期借入金	36,300
短期リース債務	1,098
未払金	363
未払法人税等	89
未払消費税等	804
未払費用	709
預り金	37
賞与引当金	376
設備関係支払手形	375
設備関係未払金	2,969
その他	0
固 定 負 債	33,717
長期借入金	29,450
長期リース債務	1,421
退職給付引当金	1,295
資産除去債務	1,220
その他	329
負 債 合 計	83,906
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	43,385
資本金	8,739
資本剰余金	8,943
資本準備金	8,943
利益剰余金	25,712
利益準備金	38
その他利益剰余金	25,674
固定資産圧縮積立金	106
繰越利益剰余金	25,567
自 己 株 式	△9
評価・換算差額等	△85
その他有価証券評価差額金	112
繰延ヘッジ損益	△198
純 資 産 合 計	43,299
負 債 及 び 純 資 産 合 計	127,206

(注)記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てにより表示しております。

損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		62,227
売 上 原 価		49,724
売 上 総 利 益		12,503
販売費及び一般管理費		6,057
営 業 利 益		6,445
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	7	
そ の 他	370	378
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	590	
為 替 差 損	227	
そ の 他	14	832
経 常 利 益		5,990
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	446	
ゴルフ会員権評価損	0	447
税引前当期純利益		5,543
法人税、住民税及び事業税		18
法人税等調整額		2,390
当 期 純 利 益		3,134

(注)記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本						自 己 株 式	株主資本合計	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金				
当事業年度期首残高	8,739	8,943	38	75	23,385	△9	41,171		
事業年度中の変動額									
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△919	—	△919		
当期純利益	—	—	—	—	3,134	—	3,134		
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	40	△40	—	—		
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	△8	8	—	—		
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—		
事業年度中の変動額合計	—	—	—	31	2,182	—	2,214		
当事業年度期末残高	8,739	8,943	38	106	25,567	△9	43,385		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	116	△238	△121	41,049
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△919
当期純利益	—	—	—	3,134
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△3	39	35	35
事業年度中の変動額合計	△3	39	35	2,250
当事業年度期末残高	112	△198	△85	43,299

(注)平成23年5月13日開催の取締役会において決議した剰余金の配当△367百万円および
平成23年10月27日開催の取締役会において決議した剰余金の配当△551百万円であります。

注記事項

重要な会計方針

(1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

デリバティブ取引

時価法

棚卸資産の評価基準および評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、ポリシリコン岸和田工場の機械及び装置等については、定額法を採用しております。

また、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引」に関する会計基準の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給予定額のうち当事業年度負担額を見積計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は発生時の翌年度から、また、過去勤務債務は発生年度から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(17年)による定額法により費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象 外貨建取引、支払利息

ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクをヘッジするために為替予約取引を実施しております。実施にあたっては実需に基づく取引に限定し売買差益の獲得等を目的とする投機的取引は行わない方針であります。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

借入金の支払利息にかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を半期毎に比較し有効性の評価をしております。

(5) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	72,820 百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権	
売掛金	700 百万円
(3) 偶発債務	
従業員の住宅資金借入債務に係る連帯保証債務	371 百万円

損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引	
関係会社への売上高	1,372 百万円
(2) 売上原価に含まれる棚卸資産に関する収益性低下に伴う評価減	△834 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度期末
普 通 株 式	36,800,000株	—	—	36,800,000株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度期末
普 通 株 式	1,194株	—	—	1,194株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月13日 取 締 役 会	普通株式	367	10.00	平成23年3月31日	平成23年5月30日
平成23年10月27日 取 締 役 会	普通株式	551	15.00	平成23年9月30日	平成23年12月1日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月17日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	735	20.00	平成24年3月31日	平成24年6月1日

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

賞与引当金	142 百万円
未払社会保険料	19 百万円
たな卸資産評価損	365 百万円
繰越欠損金	95 百万円
その他	64 百万円
繰延税金資産の合計	<u>687 百万円</u>

(固定資産)

繰延税金資産

ゴルフ会員権	37 百万円
長期未払金	3 百万円
退職給付引当金	173 百万円
繰延ヘッジ損益	121 百万円
減価償却費	354 百万円
固定資産除却損	22 百万円
資産除去債務	434 百万円
その他	58 百万円
繰延税金資産小計	1,206 百万円
評価性引当額	△59 百万円
繰延税金資産の合計	<u>1,147 百万円</u>

繰延税金負債

有形固定資産(資産除去債務)	292 百万円
その他有価証券評価差額金	62 百万円
固定資産圧縮積立金	60 百万円
繰延税金負債の合計	<u>415 百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>731 百万円</u>

(2) 法定実効税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律および東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が138百万円、繰延ヘッジ損益が8百万円それぞれ減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が138百万円、その他有価証券評価差額金が8百万円、それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

① 支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料	0 百万円
減価償却費相当額	0 百万円

② 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存期間を零とする定額法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年 内	90 百万円
1 年 超	1,828 百万円
合 計	1,919 百万円

(注) 未経過リース料には、資産除去債務の設定対象となっている賃借地の見積使用期間に係る賃借料相当額を含んでおります。

なお、資産除去債務の設定対象となっている賃借地については、法的には解約可能ですが、事業活動に必須の資産であり、実質的に解約する見込みがないため、解約不能のリース取引に準ずるリース取引として上記未経過リース料に含めております。

(3) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形および売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っています。借入金の用途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

(単位:百万円)

項目	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
① 現金及び預金	4,524	4,524	—
② 売掛金	20,320	20,320	—
③ 投資有価証券及び関係会社株式			
その他有価証券	202	202	—
関係会社株式	83	83	—
④ 買掛金	(6,499)	(6,499)	—
⑤ 短期借入金	(16,800)	(16,800)	—
⑥ 設備関係未払金	(2,969)	(2,969)	—
⑦ 長期借入金	(48,950)	(49,041)	(91)
⑧ リース債務	(2,519)	(2,539)	(19)
⑨ デリバティブ取引	(320)	(320)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- ① 現金及び預金
時価は、帳簿価額と近似していることから帳簿価額としております。
- ② 売掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ③ 投資有価証券及び関係会社株式
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- ④ 買掛金、⑤短期借入金、並びに⑥設備関係未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ⑦ 長期借入金、⑧リース債務
これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- ⑨ デリバティブ取引
イ. ヘッジ会計が適用されていないもの:該当事項はありません。
ロ. ヘッジ会計が適用されているもの:ヘッジ会計の方法毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	契約金額等		時価	当該時価の算定方法
			うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	4,152	—	(※)	
金利スワップ	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	21,950	21,950	(320)	

(※) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	4

関連当事者との取引に関する注記

親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	住友金属 工業(株)	大阪市 中央区	262,072	鉄鋼等の製造 および販売	(被所有) 直接 23.9	兼任 1人	当社の金 チタン 等の販売	金属チタン 等の販売	1,372	売掛金	700

取引条件および取引条件の決定方針等

1. 金属チタン等の販売については、価格その他の取引条件は、当社と関連を有しないほかの当事者と同様の条件によっております。
2. 消費税等については、取引金額には含まれていませんが期末残高には含まれております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,176円66銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 85円17銭 |

その他の注記

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 弘 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大阪チタニウムテクノロジーズの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書(謄本)

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月14日

株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 監査役会

常勤監査役 小林 外志夫 ㊟

常勤監査役 板 敷 勝 ㊟

社外監査役 仲 田 摩 智 ㊟

社外監査役 梅 原 尚 人 ㊟

社外監査役 大 谷 清 ㊟

以 上

株式事務の取扱いについて

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月開催
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 その他必要があるときは、あらかじめ公告します。
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所 (郵便物送付先) (電話照会先)	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎0120-176-417
公告の方法	電子公告 http://www.osaka-ti.co.jp/
上場取引所	東京証券取引所市場第一部
1単元の株式数	100株

【株式に関するお問い合わせ先について】

住所変更等のお届出・ご照会は、証券会社に口座を開設されている株主様は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記当社株主名簿管理人にお問い合わせください。